

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和3年12月8日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張する。

次の請求人の様子から、症状が重度のため、2度に該当する。

起床時、歯磨き、うがい、手洗い、リモコン操作、排泄、食事、鼻汁、マスク、物の管理、靴、記憶力、着替え、入浴には、いずれも声掛け、介助が必要である。

右目の網膜剥離の手術後、擦らないよう毎日話すが、触ってしまい2年間で3度目の手術を受けた。

その他、避難訓練など普段の生活と異なることが起きると暴れて暴言を吐き制御不能になる、交通ルールを理解していない、お金が数えられず買い物ができない、購入前の商品を口に入れる、何度教えても会話時に相手の顔に近づきすぎる等、常時、注意、配慮が必要である。

話すことができるので、他のこともできるように見えるが、会話以外の能力はかなり低く、会話も、一見すると成り立っているように見えるが、理解していないことが多い。

目移りする物が無い部屋での数分のテストでは集中できたのかも知れないが、自宅など日常生活での知能レベルはとても低い。

8項目中、2度に相当すると判定された項目が4つもあるのに、なぜ総合判定で3と判断されるのか。3度と判定された項目についても、実際に本人と毎日生活している家族から見て実態とかなりかけ離れている。更新申請時に判定機関において限られた時間内で限られた聴取内容で判定されてしまうのは本人の限られた側面しか見てもらえないし、日常生活において重度の知的障害のために、意思疎通や日常行動において本人と家族が困難を極めていることを知ってもらえていないのを痛感している。

障害福祉サービスから帰宅後にズボンのポケットから煙草の吸い殻が包まれたハンカチが出てきた件については、母とのやり取り後に請求人の暴れ、怒りの表出があった。また、バスを見ると全力で走り出すと危険であり運転士も困ると話しても請求人には通じない。

(請求人は、)言いたいことは発信できても、なかなか受信(理解)することができない。

このように日常生活において意思疎通が困難なことが多々あり、何故このような状態で中度と判断されるのか疑問がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和4年 9月20日 | 諮問 |
| 令和4年11月 4日 | 審議（第72回第4部会） |
| 令和4年12月16日 | 審議（第73回第4部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表

（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定による手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ 42とされており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に相当するものとして、3度と判定されている。

イ 「知的能力」について

計算は苦手であったが、平仮名のみではなく、「危険」、「新聞」等の文字は読め、書き取り問題では、山、上、大といった小学校低学年程度で学習する漢字を交えて記述することが可能であり、平仮名や簡単な漢字を使用した文章を理解することが可能と判断された。また、身の回りのことであれば多語文でのやり取りが可能であった。

以上により、計算は苦手であるものの、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる。」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

ウ 「職業能力」について

判定当時は、特別支援学校高等部に在学中で、卒業後の進路は未定であるものの、就労継続支援B型事業所の利用を希望し、実習を経験している。ただし、その事業所は、生活介護事業所と就労継続支援B型事業所の中間に位置する利用者を集めている事業所で、作業内容も封入以外に散歩なども組み合わせたものであり、当該事業所が困難であれば、生活介護事業所への通所になる。また、手伝いについては、毎朝シャッターを開けること、とのことであった。

以上により、個別判定基準表における「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能」の区分に相

当するものとして、2度と判定されている。

エ 「社会性」について

学校内では友人とは楽しく話すが、交友関係は非常に限定的であること、卒業後の進路が生活介護事業所に近い就労継続支援B型事業所であることが聴取されている。実際の判定場面でも体動が多く、マスクも外してしまうことが観察され、社会の一員として一定のルールに従って生活できる力は非常に限定的と考えられる、とされた。

以上により、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」の区分に相当するものとして、2度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

心理判定場面では、一方的なところもあるが多語文で話すことが観察された。誕生日や年齢も正しく答え、助詞を正しく使用した文章による表現が可能であった。また、上記イ記載のとおり、簡単な漢字を交えて文章で記述することが可能であった。医学的判定においても医師との受け答えはおおむね可能であり、具体的で身近な事柄であれば言語や文字による意思疎通が可能と判断された。

以上により、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

カ 「身体的健康」について

てんかんと診断され、抗けいれん剤を服用しつつも発作は抑制されず、月に3から4回、全身けいれんを伴う大発作があることを聴取している。

以上により、個別判定基準表における「特別の保護が必要」の区分に相当するものとして、2度と判定されている。

キ 「日常行動」について

バス登校していたためバスを見ると追いかけてたくなること、車、人はよけないこと、少しきれやすいが長所として明るく物事を報告してくることを聴取している。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

ク 「基本的生活」について

食事については、箸の使用が不十分で手づかみで食べることもあるが、一人で食べることができる。排泄は、右側は脱げるが左側麻痺のため、漏らすので付き添う必要がある。着脱衣については、前後等の区別が不十分である。入浴は母が全介助している。歯磨きは、歯ブラシを渡すと嚙んでしまう。買い物は、単独では困難であり、自動販売機の使用も器用ではないので困難である。危険物の使用は、麻痺もあり見守りを要し、また、痛みをあまり感じず、危険物の認知は困難である。交通機関の単独利用、単独外出は困難である。信号や車等の危険認知も困難である。

以上により、個別判定基準表における「身近生活の処理が部分的に可能」の区分に相当するものとして、2度と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち4項目が2度（重度）、4項目が3度（中度）相当とされているが、このうち、上記クの「基本的生活」は、身体障害（左側麻痺）の影響による支援が含まれて2度と判定されている。

上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできない。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、2度と3度の項目数は同じであるものの、身体障害の影響が入って2度とされている項目があることから、全体としては、2度ではなく、3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「精神遅滞 てんかん」と、心理学的所見欄には「CA 18 MA 6 : 8 IQ 4 2 (鈴木ビネー改訂版)」と、社会診断所見欄には「医療とも連携しつつ、長期的な支援を要する。」と、愛の手帳の程度認定の欄には「3度(中度)」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち4項目が2度(重度)、4項目が3度(中度)相当とされているが、2度とされる「基本的生活」の項目には、身体障害(左側麻痺)の影響による支援が含まれていることが認められる。

そして、上記(2)の、医学的所見欄、心理学的所見欄、社会診断所見欄など本件判定書の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3度」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度(中度)であると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、2度に該当する8項目中、相当すると判定された項目が4つもあるのに、なぜ総合判定で3度と判断されるのか、日常生活において意思疎通が困難なことが多々ある、と主張する。

しかし、本件判定書のプロフィール欄で程度「2」と判定された4項目のうち、基本的生活の項目は身体障害の影響による支援が含まれて程度「2」とされており(身体障害の影響による支援を含ま

なければ程度「2」までにはならない。) 、そのほかの本件判定書の記載によっても知的障害の程度が処遇上重度と判断することはできないから、本件判定書が総合判定を2度(重度)とせず、3度(中度)としたことに誤りがあるとは認められない。

そして、前述(1・(2)及び(3))のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「3度」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1及び別紙2(略)